

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年六月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十四号

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の第七号中「(11)に掲げる事務のうち診療所に係るもの」及び「(11)に規定する命令で診療所に係るもの、」を削り、同表の第十一号の四中「広島市については、」を「広島市については」に、「事務を除く」を「事務を除き、法第四条第一項の規定による指定（以下この号において「指定」という。）を受けた市町については(1)から(7)まで及び(11)から(18)までに掲げる事務（広島市以外の市町が指定を受けた場合にあつては、(11)、(12)及び(13)に掲げる事務のうち(8)に規定する許可に係るものを除く。）を除く」に改め、同表の十九号の四中「(6)から(12)まで」を「(6)から(13)まで」に改め、「事務に限る。」の下に「（法第十五条の二第一項の規定による指定を受けた市町については、(6)から(13)までに掲げる事務を除く。）」を加える。

第三条の表の第三号中「広島市及び」を「広島市については(3)から(5)までに掲げる事務に限り（行う事業が主たる事務所の所在する市の区域を越えない医療法人に係るものを除く。）、」に改め、「（広島市については法第七条第三項、政令第三条の三及び政令第四条第二項に係る事務に限る。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。